

高崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和5年6月30日

高崎市代表監査委員 小 泉 貴代子

記

- 1 措置通知があった年月日 令和5年6月21日
- 2 監査結果及び措置内容 別紙のとおり

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置内容

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
第5章 教育施策の概要				
意見1	幼稚園・高等学校における校務支援システムの導入について	現在高崎市が導入している校務支援システムについては小学校、中学校及び特別支援学校のみ導入されている。 幼稚園、高等学校に導入することで効率的な校務の運営に寄与し、教員の労働時間の削減や保護者の利便性の向上が期待できるため、導入されることが望まれる。	幼稚園・高等学校における校務支援システムの導入の必要性について、研究していく。	69
意見2	校務支援システムの機能の拡大について	現在高崎市が導入している校務支援システムは、健康診断の記録や健康診断票（公簿）の作成機能、保護者へのメール一斉送信機能があるが、予算の都合上使用できない状況である。 これらの機能を導入することで効率的な校務の運営に寄与し、教員の労働時間の削減や保護者の利便性の向上が期待できるため、導入されることが望まれる。	校務支援システムの追加機能の必要性について、研究していく。	69
意見3	タブレット端末の利用に関するモニタリングについて	タブレット端末は、利用制限が課されているものの、利用制限が有効に機能していることを確認するためのモニタリングは行われていない。モニタリングを行い、利用制限をすり抜けてしまった場合は管理者へ通知されるなどの仕組みの導入が望まれる。	常時のモニタリングや、すり抜けてしまった場合の即時的な通知は、技術的に難しい。フィルタリングによって防ぐことができなかった内容を検証し、制限方法や制限内容の見直し・改善につなげていく。	69
意見4	学齢期前の子どもを対象としたいじめ防止のための指針の策定について	高崎市内におけるいじめの根絶のため、学齢期前の子どもを対象としたいじめ防止のための指針の策定を検討すべきである。	指針は策定していないが高崎市独自のいじめ防止に特化した取り組みとして「いじめ防止プログラム」を推進している。これからも園長による「いじめ根絶宣言」を継続するとともに、いじめをしない、させない心情を育てる視点から、園訪問等の折に各園に助言していく。	77
意見5	いじめ防止推進協議会のWEBを利用した会議の開催の検討について	いじめ防止推進協議会は、関係者・識者が一堂に会する場であるが、書面での開催では委員間での率直な意見交換等ができず、充実した議論が妨げられるおそれがある。 委員が同じ場所に一堂に会さずして活発な議論ができるよう、WEBを利用した協議会の開催を検討すべきである。	平時は対面により実施できるが、非常時の開催方法については、社会状況等に応じて柔軟に対応できるよう準備している。	81
意見6	学校再編について	小学校は特に児童数の減少が顕著な学校が多数みられることや小規模学校における教員の担当する児童数に大規模学校と格差があること、学校の維持コストの問題、教員の配置など多くの問題や課題が見られることから、学校再編について検討されることが望まれる。	地域の声に耳を傾けながら、各地域の状況等を踏まえて研究していく。	84
第6章 教員の労働状況と働き方改革について				

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見7	高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱に定める対象者の明確化について	現在の要綱上、面接指導の勧奨の対象とされている教育職員は「1か月当たりの在校等時間が80時間を超えた者」等とされており、超過勤務時間を対象としていないため、全ての教員が対象となってしまっている。 本来の趣旨に基づいて、高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱に定める面接指導の勧奨、校長面接実施の対象となる教育職員に関する規定を、「1か月当たりの在校等時間」ではなく、「1か月当たりの超過勤務時間」を基準とする旨、改めるべきである。	「高崎市教育職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱」の改正を行い、令和5年4月より学校園に周知した。	95
意見8	産業医による面談について	令和3年度において、本市指針により、面接指導医（産業医等）の面接による保健指導の申出を勧奨することとされている「1か月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教育職員」は、延べ543人も存在したが、同年度においては、面接指導医（産業医等）による面談等の実施は、1件もなされなかった。 本市指針及び本市面接指導要綱に、面接指導医（産業医等）の面接による保健指導に関する定めが置かれている趣旨、医師の面談を受けることにより得られる利益等を長時間労働に従事した教育職員によく説明するなど、面談の実施の推進を図るべきである。 また、該当する教育職員が産業医との面談を受けやすくするため、代替職員の配置等も積極的に行うべきである。	これまでも面接対象者には、校長面接を実施しているが、徹底するよう再度依頼する。また、対象となる教育職員を面接指導医へ繋げられるよう、面談実施の趣旨等の周知や、環境整備に努めていく。	97
意見9	学校における業務の適正化について	教育職員の長時間労働の改善を図るため、基本的には学校以外が担うべきと考えられる業務については、学校以外の主体が中心に対応する取組を推進すべきである。 また、取組の推進にあたっては、無償のボランティアを前提とするのではなく、適切な金銭を支払う形での外部委託、新たな人材の採用・配置等も検討すべきである。	各学校の状況や他市の取組等を鑑み、業務の効率化、教員の負担軽減等を今後も研究していく。	99
意見10	部活動における外部指導員のさらなる配置促進について	高崎市の中学校における部活動の原則的な活動時間は、平日は午後6時までと教育職員の原則的な終業時刻である午後4時45分よりも1時間15分遅い。また、土日のいずれか1日に3時間程度の活動を実施する部活動も存在している。 このような事情からすれば、部活動の顧問や担当等を務める教育職員は、部活動の指導のためには、超過勤務を行うことが前提とされているものと考えられる。 そのため、教育職員の長時間労働の実態を改善するためには、部活動の在り方を見直す必要がある。 中学校毎ではなく、高崎市として部活動に関する外部人材の発掘・募集・採用を行うなど、部活動における外部指導員のさらなる配置促進を図るべきである。 また、教育職員の働き方改革の観点からすれば、部活動を完全に外部に委託する、顧問制度を廃止するなどの抜本的な改革が検討されることが望まれる。	スポーツ協会や大学等と連携し、部活動指導員及び外部指導員の人材バンクを一層充実させ、各学校の要望に応じた配置に努める。	100

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見11	中学校における部活動ガイドラインの把握について	教育委員会は、各学校が定めた部活動に関するガイドラインについて、令和2年度以降の改定状況等は確認していないため、現在の各学校の最新のガイドラインを把握できていない状況にある。 各学校に対して毎年度定期的に部活動ガイドラインの提出を求めるなど、教育委員会として、各学校における部活動ガイドラインを把握できる体制を整えるべきである。	部活動に関するガイドラインは、地域や学校の実情に合わせて、各学校毎に策定され随時改定されているため、変更があった場合は、教育委員会に提出するよう依頼する。	101
意見12	有給休暇の取得の促進について	令和3年度において、年間の年次有給休暇の取得日数が5日以下である教育職員は159人であり、総数1,651人の9.6%に及んでいる。 教育委員会職員や各学校の校長・副校長等の管理職が率先して年次有給休暇を取得し、他の教育職員にも取得を促すなど、年次有給休暇の取得の促進を図るための対策を講ずべきである。	各学校の状況や他市の取組等を鑑み、休暇を取得しやすい環境づくりを今後も研究していく。	101
第8章 個別事業について				
意見13	連帯保証人の要件について	令和3年度の新規応募者で、連帯保証人が2名とも80歳代であるものが見られた。返還期間も長く新たに連帯保証人を設定することも難しいことから、連帯保証人に年齢等の要件を定めることが必要と考える。	提出依頼を行う時に注意書き等を設ける、年齢制限については要件を定めることを検討していく。	123
指摘1	奨学金申請時における必要書類について	高崎市奨学資金貸与規則において添付が必要とされている「在籍学校の指導要録の写し又は学業成績証明書」について、令和3年度の申請書全てに、これらの書類は添付されていなかった。 規則に定める書類は徴求しなければならない。	「在籍学校の指導要録の写し又は学業成績証明書」について、添付書類として申請者から徴収していく。	123
意見14	奨学資金貸付金滞納者の連帯保証人への督促について	奨学資金貸付金滞納金について、債務者のみに督促し、連帯保証人に対する督促は実施していないが、滞納額は年々増加し、債権全体に対する比率も高まっているため、連帯保証人にも弁済を求めるべきである。	連帯保証人への弁済の督促については、同様の奨学金制度を実施している他市町村の状況等も鑑みつつ、対応について研究していく。	124
意見15	奨学金の返還方法について	JASSOの奨学金の返還方法は定額返還方式と所得連動返還方式から選択が可能となっているが、高崎市の奨学金は定額返還方式のみである。 一般に若い社会人が高額所得を得ることは困難であることから、所得連動返還方式も選択ができることが望ましい。	返還額については、返還者からの申出により随時変更を行えるようにしている。所得連動方式の採用については、他市町村の状況等も鑑みつつ研究していく。	126
意見16	奨学金の連帯保証人の要件について	高崎市の奨学金は「日本学生支援機構等の奨学金を受けていないこと」を要件としているのに加え「高崎市内在住で独立して生計を立てている連帯保証人が2名いること」も要件としている。 貸付金であることから何らかの保証は得る必要があるが、「市外在住者は連帯保証人になれない」、「連帯保証人は2名必要」という点で、他の自治体の奨学金に比べ要件が厳しくなっている。 機関保証または人的保証（1名）との選択制など、連帯保証人の要件の緩和が望まれる。	連帯保証人の要件緩和については、同様の奨学金制度を実施している他市町村の状況等も鑑みつつ、今後も研究していく。	126

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
指摘2	業務仕様書と見積書の作業時間の相違について	ネット見守りサポーター事業委託業務仕様書では、高崎市の小中高生が発信するWebサイト（SNS、プロフ、掲示板等）の内容について1日3時間の情報収集を行うとされているが、委託先のNPO法人から提出された令和3年度の見積書では、1日2.5時間しか行わないこととされ、仕様書より少ない作業時間となっている。 仕様書どおりに発注がなされるべきである。	相手方との間では1日2.5時間で確認をとっていたが、契約書に綴った仕様書が誤っていた。今後は複数人での書類の確認を徹底していく。	128
指摘3	事業委託先の人件費単価について	ネット見守りサポーター事業委託業務の収支決算報告書では、常勤雇用給与の額が時給850円で計算された見積額と同額となっている。 群馬県の最低賃金は令和3年10月2日から時給865円に引き上げられていることから、最低賃金を下回っている状況にあるため、最低賃金の動向に留意されたい。	最低賃金については、年度途中の変更もあり得ることから、その動向を注視していく。	129
指摘4	バス借上契約書の収入印紙について	バス借上げに関する契約書の名称は「賃貸借契約書」となっているが、契約内容から、単にバスそのものを賃借するのではなく、運転手付きでバスを借りていることから、運送契約を締結しているものと認められる。 したがって、印紙税法上の第1号の4文書（運送に関する契約書）であり、印紙が必要となると考えられる。	職員の印紙税法の理解を深め、契約内容に基づき、契約業者による収入印紙の貼付を徹底している。	129
指摘5	各種音楽コンクール等出場補助金について	高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付基準では補助金の上限について1人12,500円とされているが、当該上限を超過して1人14,850円を補助している事例があった。 補助金交付基準に定められた上限の範囲で補助金が支出されるよう是正されたい。	高崎市音楽関係大会に係わる参加補助金交付基準を遵守し、上限額を超える分は学校又は個人負担とするなど、適正な処理を行っていく。	130
指摘6	地域運営委員会の予算の費目の流用について	地域運営委員会の収支報告書においてコロナ禍で実行されなかったボランティア謝金が消耗品費へ流用されていた。消耗品は他の事業にも使用可能な物品であることから、予算流用は認められるべきではない。	年度初めに、全地域運営委員会に対して、予算の適切な執行を依頼する。さらに、年度途中で学習会の実施状況及び予算の執行状況を確認し、適切な執行について指導・助言を行っていく。	139
指摘7	業務委託契約における再委託時の書面による承諾について	高崎市が独自で実施している学力試験について、試験業者である出版社の販売代理資格を有する市内の業者と契約している。販売代理店は試験の配布及び回答の回収を行うものの、試験問題の作成から回答の採点、回答結果の報告資料の作成などの業務を試験業者である出版社へ再委託している。業務委託単価契約約款においては業務の一部を再委託する場合には発注者の書面による承諾を得る必要があるとされているが、販売代理店からそのような書面を得ていないということであった。 約款に従って、契約者から書面を得る必要がある。	契約する販売代理店より、再委託承諾依頼書を提出してもらうように変更した。	142

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見17	電話相談事業の見直しについて	電話相談事業は、事業の性質上利用件数に関わらず電話相談窓口を設置しているということ自体が有用であるとも考えられる。しかし、月に1件程度の相談であれば、事業の必要性、費用対効果に乏しいと考えられる。群馬県にも電話相談窓口は設置されていることから、事業の見直しを検討されたい。	いじめ等で悩んでいる児童生徒やその保護者の心の安定を図るため、適正な相談時間や体制等について研究している。	144
意見18	適応指導教室の数の増加について	不登校の児童及び生徒はコロナ禍の前である平成29年度から令和3年度にかけて小学校は2.5倍、中学校は1.2倍と急増している。急増する不登校児童生徒に対応すべく、臨時的適応指導教室の増加などの対策の検討が望まれる。	教室ごとに利用する児童生徒数が異なるため、職員の配置を変えたり、教育センターの職員を指導員として派遣したりするなど、柔軟に対応している。より適切な支援が継続できるよう研究している。	146
意見19	就学援助費交付申請に関する金融資産の確認について	就学援助費の交付にあたり、月々の家計状況は確認しているが、預貯金等の金融資産の保有状況は確認していない。経済状況の把握にはフローだけでなくストックの把握も必要であるため、ストックとしての預貯金等の金融資産の保有状況等も合わせて確認を行う必要がある。	金融資産の確認については、他市町村の状況等も鑑みつつ、今後も研究していく。	148
指摘8	就学援助費交付申請に関する個人情報の取扱説明について	就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状において、個人情報を取得しているにもかかわらず、個人情報の取り扱いに関する注意書きがなされていない。高崎市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定により市が申請者から個人情報を取得する場合、その利用目的を具体的、個別的に特定することが必要である。また、原則として直接本人に対し、あらかじめ個人情報を使用する具体的、個別的に特定された業務の内容、取得の目的等を明示し取得しなければならない。よって、就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状には、申請者から個人情報を取得する業務の内容や取得の目的等を記載するとともに、個人情報の提供に同意することを申込資格要件として追記すべきである。また、個人情報の提供に同意することの証跡としてチェックマークを記載する欄を設けることなどの改善が必要である。	申請書に個人情報の取り扱いに関する内容や利用目的等を明示すると共に、個人情報の提供に同意することの意思確認ができる様式にしている。	150
意見20	特別支援教育就学奨励費の申請に関する金融資産の確認について	特別支援教育就学奨励費の支給にあたり、月々の家計状況は確認しているが、預貯金等の金融資産の保有状況は確認していない。経済状況の把握にはフローだけでなくストックの把握も必要であるため、ストックとしての預貯金等の金融資産の保有状況等も合わせて確認を行う必要がある。	金融資産の確認については、他市町村の状況等も鑑みつつ、今後も研究していく。	152

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
指摘9	特別支援教育就学奨励費申請に関する個人情報の取扱説明について	特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状において、個人情報を取得しているにもかかわらず、個人情報の取り扱いに関する注意書きがなされていない。 高崎市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定により市が申請者から個人情報を取得する場合、その利用目的を具体的、個別的に特定することが必要である。また、原則として直接本人に対し、あらかじめ個人情報を使用する具体的、個別的に特定された業務の内容、取得の目的等を明示し取得しなければならない。 よって、特別支援教育就学奨励費申請書兼委任状には、申請者から個人情報を取得する業務の内容や取得の目的等を記載するとともに、個人情報の提供に同意することを申込資格要件として追記すべきである。また、個人情報の提供に同意することの証跡としてチェックマークを記載する欄を設けることなどの改善が必要である。	申請書に個人情報の取り扱いに関する内容や利用目的等を明示すると共に、個人情報の提供に同意することの意思確認ができる様式にしている。	152
指摘10	漏水による高額水道料金の負担について	片岡中学校において高額な水道料金が発生している。高額な理由は下水道料金を含んでいることその他、漏水による要因も含んでいるとのことであった。修繕を実施しているが、全ての漏水箇所の修繕には至っていないため、漏水による水道料金の請求は高額で推移している。 全ての漏水箇所について修繕を実施し、無駄な水道料金を抑制すべきである。	漏水については、その都度修繕対応しているが、より詳細な調査を行い、解消を図っていく。	155
意見21	経費予算の配分基準について	会議費や印刷製本費など、配分基準について児童生徒割の比率を高めた方が適切と考えられる項目があるため、配分基準の見直しが望まれる。	各校のバランスなども考慮したうえで、必要に応じて配分基準の見直しを行った。	155
指摘11	委託業務の報告結果の管理について	保守点検委託業務において報告された修繕の要否結果について、修繕の実施などの対応を担当者が判断しており、組織的な管理がなされていない。保守点検委託業務は修繕の必要性を判断するための業務委託であるため、報告結果について、取り纏めてその後の対応方針などの組織的な管理、対応が図られるべきである。	報告結果は決裁により課内で情報共有したうえで、重要な案件については、これまで通り協議のうえ対応方針を決定し、それ以外の案件についても、必要に応じて対応方針を協議していく。	157
意見22	スクールバス運行委託管理の業者からの報告資料について	委託業者からの提出資料について、生徒の送迎に関して委託者側としてより安全安心できる運行を委託業者にしてもらうという観点から、以下のような点検項目について追加的に資料を提出してもらうことを検討されることが望まれる。 ドライバー自身の健康管理リスクや昨今の新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを抑えるために、ドライバーの検温に関する資料の徴収や日々のアルコールチェック結果などの項目等を追加することにより、安全な運行状況が確保されていることを確認し、有事の事態が発生しないことを管理監督することも必要になってくる。	ドライバーの健康状態については、委託業者により適切に行われており、現在はアルコールチェックを行い運転日誌に記録しているが、検温についても項目を追加し記録を依頼して、引き続き安全な運行状況の確認に努めていく。	159

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
指摘12	検査調書の日付について	毎月作成している検査調書の日付が月末で統一されていた。検査調書の日付については、実際に確認を行った日付にすることが必要である。 また、検査調書の最終確認者は、確認日と氏名が記入された部分に押印するのみになっているが、日付については実際に確認を行った日付を自ら記入する必要がある。	検査調書の日付については月末で統一していたが、実際に検査を行った日付に変更した。	161
意見23	仮校舎借上料の賃貸借契約書について	賃貸借契約書において、契約期間が終了した際の取り扱いについて、協議によって決定するとされている。 将来において賃借ができなくなるという不測の事態を避けるために、契約期間終了後においても引き続き当該物件を使用したい旨の申し出があれば契約期間の延長ができる等の内容を契約書に記載することが望ましい。	契約期間終了後の取り扱いについて書面で取り交わしておく。	163
意見24	伝票の記載内容について	教材用備品について、伝票記載項目の件名が「教材用備品購入費」とだけ記載され、購入備品の内容について記載のない中学校が一定数あった。 購入備品の内容について伝票への記載が行われるべきである。	中学校等に支出負担行為書等の件名に購入する備品の内容を記載するよう依頼し、共有していく。	164
意見25	教師用指導書納品書の納品日と受領書の受領日の不一致について	教師用指導書の納品書における納品日付と受領書の受領日が相違している事例があった。 納品日と受領日は物品の引き渡しの重要な情報であることから、納品書を納入場所ごとに発行してもらう、または一括して納品書が発行されるのであれば、納品場所ごとに納品内容、納品日が記載された内訳書を求めることが望まれる。	教師用指導書の納品日と受領日の確認を徹底する。	166
意見26	楽器の購入予算について	楽器は単価が高いため常に買換えや新しいものが購入できるものではなく、各学校は楽器購入費の予算が数年に一度に割当てられた際に購入を行っている。 昨今の物価高や、海外から輸入される楽器は為替相場の影響により、購入価格の上昇も想定される。 そのため、数年に一度予算が割り当てられるような性格を有し、楽器のように単価が高いものは、予算策定に際して価格変動に関する影響を一定程度考慮して予算を策定し、予算割当ての年により有利不利が生じないようにすることが望まれる。	学校が必要な楽器を購入できるよう、配当予算の調整に努めている。	168
意見27	交付申請書の記載内容について	就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状（世帯票）には、就学援助を必要とする理由を申請者が記入する箇所がある。サンプル25件の内1件に、「収入が少なく生活が困難なため」との記載のみで記入内容が不十分なものがあった。 申請者の世帯主や妻の就業状況等就学援助費を必要とする理由について記入を求める必要がある。	申請者に必要とする具体的な理由の記入を求めていく。	171
意見28	タブレット端末活用推進補助金について	高崎経済大学附属高等学校ではタブレットの調達は同一の生徒が3年間同一のタブレットを使用できるよう3年間のリース契約となっている。一方、群馬県の県立高校は一括購入し、5年間の使用ライセンスという形式を採用しており、高崎市と異なる調達方法となっている。 今後は、調達コスト等を検証し、補助を行う必要があると思われる。	県立高校では令和6年度新入生分から機器調達方法の見直しが予定されており、それを踏まえて検討する。	173

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見29	施設等利用給付費の請求項目の検証について	施設等利用給付費について、請求された金額を支給しているが、請求内訳の利用日数、利用時間については検証されていないため、検証がなされることが望まれる。	国の考えや他市町村の状況も踏まえ、保育課と連携しながら利用日数、利用時間の検証について研究していく。	174
意見30	申請書における状況確認のための資料の徴求について	幼稚園型一時預かり事業費補助金において、申請書の添付資料として、一時預かりを行う場所が面積基準を満たしていることを確認するため図面等を添付させているが、当該場所の実在性を確認するために、図面だけでなく一時預かりが行われている場所をデジタル写真データ等により確認することが望まれる。	補助金交付要綱では添付書類は図面としているが、園への訪問時を利用するなどして、現地での確認も検討したい。	176
指摘13	預かり保育料についての確認資料について	預かり保育料について、金額のわかるものを添付することとされているが、申請された預かり保育料について、金額を確認するための資料が添付されていなかったため、園の規則など、預かり保育料を確認するための客観的な資料の添付を求めるべきである。	預かり保育料については、交付申請時に提出される重要事項説明書や保護者通知等で金額を確認をしている。	176
意見31	補助金の算定基準の見直しについて	支給額の算定基準は「園児数×5%×120,000円」となっており、事業に要する額は考慮されていないため、事業費が大規模な学校法人ほど事業費に対する補助割合が小さくなるという不平等が生じている。補助割合が事業費一定割合となるよう、補助金の算定基準の見直しが望まれる。	全国的に気になる幼児の割合が増加している事を踏まえ、補助金の算定基準について研究していく。	178
指摘14	給食費の徴収額及び納期の統一について	高崎市内の学校給食費の徴収額及び納期は、市町村合併前の町村の徴収額及び納期を引き継いでおり、市内で一律ではない。給食費の徴収額及び納期について市内で差異があることに合理的な理由はないため、統一されたい。	給食費の徴収額及び納期の統一については、統一する時期を検討する。	183
意見32	給食費の徴収を月割計算としていることについて	給食費の徴収は年間総額を月割で徴収しているが、学校によって給食の提供日数が異なっているため、日割り計算による徴収額とすることが望ましい。	給食センターの徴収額及び納期の統一と合わせて調査研究する。	185
意見33	給食費の異動事項による計算方法の統一について	給食費の異動があった場合における計算方法が異動事項によって2つの計算方法に分かれているが、各学校が起票する報告書においては1つの計算方法についての情報しか記載されない様式となっているため、報告書に情報が記載されない計算方法について学校給食費収納システムへの登録ミスが発生している。異動事項が発生した場合の給食費の計算方法について、報告書に記載されている情報による計算方法に給食費の計算方法を統一することが望まれる。	転出入の場合と、給食停止の場合で計算方法が異なる。「高崎市学校給食費等徴収規程」では、「日額を用いて算定する」としか記載していないため、徴収規程の見直し及び運用にあわせた報告書式を研究する。	185
意見34	「給食者（人員）変更内訳報告書」における学校責任者の承認について	給食の異動事項が発生した場合に学校が起票する「給食者（人員）変更内訳報告書」について、責任者の承認がなされているか不明である。現状では学校の事務担当者だけの起票で給食費の異動を行うことが可能な状況となっており、内部統制上脆弱である。「給食者（人員）変更内訳報告書」における学校責任者の承認欄を設けるなど、適切な内部統制の構築が望まれる。	報告書式への承認欄の追加の研究、もしくは給食費システム上での給食者の登録内容を定期的に学校にフィードバックして確認を行うなどのチェック体制を整える。	186

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見35	回収不能な給食費の不納欠損処理について	給食費の滞納債権のなかには、事実上徴収不可能なものが存在しているが不納欠損処理は行われていない。 徴収不可能な債権についても残存させておくことは管理上望ましいことではないため、回収不能な債権について不納欠損処理を検討することが望まれる。	滞納者の実態を調査し、回収不能な債権については権利放棄の手続きを行ったうえで、不納欠損の処理を行っていく。	188
意見36	弁護士催告業務委託の委託料について	滞納管理の一環として、随意契約にて市内の弁護士事務所に給食費未納催告業務を委託している。最近では督促業務自体減少しているとのことであるが、業務委託費は定額となっていることから、業務委託費を定額ではなく督促業務量に応じた委託料となるように変動料金とし、委託料の削減が望まれる。	ここ2年減少していた依頼件数が令和4年度は増加。コロナの影響もあり、今後の状況予測が困難であるため、引き続き現行の契約とし、必要に応じて検討していく。	188
意見37	給食材料の発注方法について	高崎市の給食は基本的に自校単独方式を採用しており、給食の食材は各々の学校で発注している。 近年の食材の値上がりが著しい状況の中、少しでも給食材料を低廉かつ良質に調達することが求められているため、例えば調味料や加工食品といった汎用性のある食品については、共同で発注することで、発注量の増加による調達単価の引き下げを行うことが望まれる。	近年の物価高騰に対応するため、使用頻度の高い調味料の調達方法について検討していく。	189
指摘15	堆肥化等業務委託料について	給食残渣の堆肥化に関する業務委託契約について、現状は総額による一式見積りとなっている。堆肥化については、単価契約となることが一般的であるため、単価が明らかとなっていない一式見積りは適当ではない。したがって単価契約とすべきである。	一般的な廃棄物処理とは違い残渣については、水分の重みもかなりあり堆肥化できる量も少なくなるため、他市町村の契約内容を調査し研究する。	190
意見38	給食残渣量の把握について	高崎市では給食残渣の削減に取り組んでおり、児童生徒1日当たりの給食残渣を目標値として設定しているが、給食残渣は毎日計量しておらず、目標値としている残渣量は、給食残渣を3週間計量したものをもとに、年間の残渣を推定計算により算出している。 給食残渣の削減の対策のために、各校において毎日発生した残渣量を把握する必要があると考えられるため、残渣量を把握できる仕組みが望まれる。	調理作業の都合上、残渣を毎日計量するのは難しい。残渣量を把握できるよう研究していく。	190
意見39	榛名林間学校榛名湖荘の施設の活用及び管理体制について	榛名林間学校榛名湖荘は、市内小学校の林間学校に特化した施設で、利用時期が限られており、令和3年度当初予定において48日の稼働日数しかない。それ以外の時期には施設自体は開所しているが全く利用されておらず、施設の活用状況が十分なされていない状況にある。 従って施設を充分活用するため、小学校5年生の林間学校以外にも例えば市内の学童や、市外の教育関係団体に貸し出しを検討するなどの工夫が望まれる。また、利用拡大のため、指定管理者の導入などを検討されたい。	開所時から様々な団体から利用の申し出を受けているが、職員の体制、食事提供などの事情により利用拡大は行わずに運営してきた。今後は利用拡大のための諸課題を整理し研究していく。	194
指摘16	榛名湖荘総合運動場の利用について	榛名湖荘に付随して、国有林野9,584㎡として総合運動場および駐車場を借り受けている。これらは林間学校において利用されていない。 利用されていない施設に賃借料が発生しているため、所有者への返還若しくは林間学校として活用について検討されるべきである。	林間学校利用者が活用できるように施設整備をしたりプログラムを増やしたりすることを検討していく。	195

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見40	運営費交付金の余剰額の返還について	運営費交付金については、4,746千円の余剰が発生したが、運営費交付金を積立金として管理し、返還を求めている。 運営費交付金はいわゆるフローである単年度予算に基づいて決定されているため、予算の余剰分を積立金にしたとしても翌年度の交付金を削減する効果はないため、余剰分は返還を求めるべきである。	運営費交付金については、単年度予算に基づいて決定されているが、法律の規定に基づき、毎年度、法人の状況を確認し返還させるかを判断しているものである。今後も適正な執行に努めていく。	197

指摘 16 件

意見 40 件

計 56 件